

<抗告人・原告団声明>

伊方原発3号機仮処分命令申立事件

広島高裁抗告審決定によせて

はじめに

広島高等裁判所の抗告審を担当した裁判体（野々上友之裁判長、太田雅也右陪席＝職務代行、山本正道左陪席）に満腔の敬意を表します。3人の裁判官は、両度にわたる求釈明、理非を尽くした審尋ぶり、火山問題などに代表されるように、緻密かつ独創的な論理展開、用意周到なる裁判計画など精密な審理を展開し、結論として正しい決定を導き出しました。昨今司法の独立について大きな疑念が各方面から指摘される風潮のなかで、3人の裁判官は「司法の独立」の旗を守り抜いたといえましょう。

さらに特筆すべきは、こうした精密な審理を展開し正しい決定を導くことによって、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とする日本国憲法第76条第3項の規定を、見事なまでに現実化、肉化したことです。今回の私たちの勝利は、単に伊方原発3号機の即時運転差止を勝ち取ったというに止まらず、現行日本国憲法を基盤とした日本の民主主義の勝利といえることができます。

まことに現行日本国憲法なかりせば、私たちの勝利もまたありえませんでした。

今回決定（野々上決定）の最重要点

野々上決定は『司法審査の在り方』で、「抗告人ら住所地と伊方原発の距離（広島市居住者につき約100km、松山市居住者につき約60km）に照らすと、抗告人らは、伊方原発の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺環境に放出されるような事故によってその生命身体に直接的かつ重大な被害を受ける地域に居住する者ないし被害の及ぶ蓋然性が想定できる地域に居住する者といえる。」と明確に述べています。（要旨2頁、決定文175頁から184頁）

野々上決定は、これまでのいかなる決定文書とも異なり、原発苛酷事故によって生命身体に直接的かつ重大な被害を与える原因因子は「放射性物質」である、すなわち電離放射線による被曝被害であると明確に述べています。

「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」を旗印として裁判運動を戦う私たちの真意をくみ取り、ヒロシマの高等裁判所としてこれほどふさわしい決定はありません。まことに「核エネルギーと人類は共存できない」のであります。

しかも100km離れた広島であろうと、60km離れた松山であろうと、苛酷事故による電離放射線被曝被害には、30km圏はもちろん、県境も、国境もないことを強く示唆する決定であり、原発再稼働に反対して戦う多くの人たちへの力強いメッセージともなっています。

戦いはまだまだ続く

とはいえ今回の勝利は、連綿と継続する「反原発・反被曝」の戦いの、ほんの一コマにしか過ぎません。原発など核施設を推進しそのためには私たち一般市民に放射線被曝を強制することなど厭わない勢力（原発推進勢力）が、今回決定でその企図を諦めるなどとは毛頭考えていません。かならずありとあらゆる手段を使って反撃するだろう、100年先どころか、わずか10年先の日本の将来にも盲目のまま、つまらぬ目先の損得勘定を唯一絶対の動機として今回決定を転覆させにかかるだろう、と見通しております。原発推進勢力と私たち民主主義勢力との戦いはこれから本格的にはじまるともいえましょう。

しかしながら今回広島高裁決定の歴史的意義がいささかなりとも損なわれるものではありません。それどころか福井地裁樋口決定、大津地裁山本決定に続く広島高裁野々上決定は後世日本の歴史の中で燦然と光り輝くことでしょう。

また高裁決定という意味では、一連の地裁決定よりもはるかに広汎かつ根源的な影響を日本の社会全般に及ぼすことでありましょう。

鍵を握るのは反・脱原発世論の形成

いかなる世論調査をみても原発に反対の人たちは日本の市民の6割を越えます。原子力委員会が学者グループに委託した詳細かつ学術的な調査では8割の市民が

反・脱原発感情をもっています。

にもかかわらず、こうした日本の市民の反・脱原発感情が、なぜ国の政策に大きな影響を与え、国の政策変更に至らないのか。それは多くの市民の反・脱原発感情が、感情・情緒のままに止まり、科学的・実証的な反・脱原発への確信と決意に至っていないからだ、というほかはありません。一言でいえば、反・脱原発への揺るぎのない確固とした『反・脱原発世論』の形成が道半ばであることに大きな理由があります。

私たちは今回勝利を大きな契機として、同じ志をもち伊方原発運転差止仮処分命令申立に立ち上がっている松山、大分、山口の同志たちやその他反・脱原発を志す多くの市民グループと共同歩調をとりながら、確固とした『反・脱原発世論』形成を主導する所存です。原発など私たちの生存を根本から脅かす核施設を日本から放逐する最終的な鍵は結局、確固とした『反・脱原発世論』の形成にあると確信しております。

おわりに

本声明を終えるにあたり、私たちの弁護団の獅子奮迅の活躍に触れないわけにはいきません。ここ僅か2年間をとってみても、私たちの弁護団は、一時も止まらず、従来論点を深く掘り下げ、新たな論点を開拓し、新たな証拠・証人を発掘し、書面を準備し、その一方では私たちを力づけ、士気を鼓舞しつつこの勝利に導いたのです。しかも資金力の乏しい私たちを受け入れ、ほぼ100%自己犠牲の上にたって献身的にこれら一連の裁判に取り組んで来ました。その知力、精神力、行動力、自己犠牲の精神、揺るぎのない確信と決意は驚嘆に値するといわざるを得ません。この裁判の勝利は弁護団の献身的な働きの賜といっても全く過言ではありません。

私たちは大きな感謝と深い尊敬を私たちの弁護団に捧げるものです。

2017年12月16日

伊方原発広島裁判

仮処分抗告人・本訴原告団一同